

# 第 6 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 1 8 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月18日（金） 午後2時から午後2時53分まで

2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・第2研修室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員 2人

8番	安 田 友 一	9番	白 岩 勝
----	---------	----	-------

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第22号 農用地利用集積計画(令和3年度第3号)に関する件
- 第7 議案第23号 非農地証明申請に関する件
- 第8 議案第24号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件
- 第9 議案第25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件
- 第10 議案第26号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	中 村 至	主席主査	稲 葉 隆
主席主査	勝 田 茂 満	主 査	岡 部 洋 介
主 任	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子

8 書 記

主 任 廣 嶋 孝 祐

9 議事録署名委員

5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
----	-------	----	---------

10 議 事

<p>事務局 (加藤参事)</p>	<p>それでは、ただ今から、令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。8番安田友一委員、9番白岩勝委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、5番星容子委員、6番相場堅一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>14番藤田修委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>
<p>2番武藤真作委員</p>	<p>【第3区域部会の報告】</p>
<p>7番佐々木繁明委員</p>	<p>【第4区域部会の報告】</p>
<p>13番齊藤善彦委員</p>	<p>【第5区域部会の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 2 の「一般社団法人秋田県農業会議第 26 回理事会」および会務報告 3 の「一般社団法人秋田県農業会議第 62 回常設審議委員会」につきましては、一括して私から報告します。
	【会務報告 2 および 3 の報告】
	次に、会務報告 4 の「会長専決による令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告 4 の報告】
議 長	次に、会務報告 5 の「令和 3 年度第 2 回農地利用最適化委員会」につきまして、1 番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1 番佐々木英久委員	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 10 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 6 から 10 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
16 番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16 番三浦委員。
16 番三浦宏和委員	16 番三浦です。会務報告 7 について伺います。施設の概要のところ長屋住宅という言葉があり、なじみがないのですが、都市計画法上の共同住宅と同じでしょうか。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	共同住宅と長屋住宅の違いにつきましては、共同住宅には、共用部分があるという違いがございます。廊下や階段、エントランスなど住民の方が共通で使用する部分があるのが共同住宅で、そのようなものがない独立した住居が長屋住宅です。
議 長	三浦委員、いかがでしょうか。
16 番三浦宏和委員	分かりました。

議 長	ほかにありませんか。
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (稲業主席主査)	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請人は[REDACTED]。転用事業概要は、「貸駐車場」への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画は、「申請地の近隣では、建設会社やコンビニエンスストア等事業所があり、従業員の駐車場としての需要が見込まれることから、申請地を貸駐車場にするため、転用しようとするもの」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第1種農地です。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年7月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、土地改良区等がないためありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置はなし。排水計画は、汚水・生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年5月31日に確認しております。</p> <p>なお、第1種農地の転用については、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、本議案について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告します。</p> <p>先日、鎌田推進委員から現地調査を行ってきたとの電話があり、格別、問題はないとのことで、私も、何ら問題ないと感じておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>

一 議	同 長	<p>なし。</p> <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、県農業会議への諮問の必要がある案件です。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。</p>
一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲業主席主査)		<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。施設の概要は、「現場事務所」。申請者の住所、権利の種類、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所については位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画は、「転用事業者は秋田県発注の基盤整備工事施工に伴い、現場事務所等が必要となったため、工事箇所の近隣であることや道路からの進入が容易にできることから当該地を選定し、一時転用しようとするもの」です。</p> <p>立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外で農地区分は第1種農地です。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。本件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年7月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、仮設建造物等を撤去し、整地することとしています。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置はなし、排水計画は、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年5月31日に確認しております。</p> <p>続きまして、番号2および3につきましては、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。</p>

事務局 (稲葉主席主査)	<p>番号2の譲受人は、[ ]ほか1名。譲渡人は、[ ]。番号3の譲受人は、[ ]ほか1名。譲渡人は、[ ]。転用事業概要は、「一般住宅」への永年転用。申請者の住所、権利の種類、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の5ページから8ページまでをご覧ください。申請地の場所については、それぞれ位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画は、「申請者はアパートに居住しているが、手狭となったことから住宅を建築するため本申請をしたもので、住環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる緩和エリアに指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年12月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、番号3の仁井田字大野[ ]番[ ]については、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております、そのほかの農地は畑のため不要です。</p> <p>被害防除については、2段のブロック基礎加工を行うこととし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年6月3日に確認しております。</p> <p>なお、今回の転用案件は、一時転用および第3種農地で30アール以下の転用であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私が報告します。</p> <p>この件につきましては、記載のように金足東部地区の基盤整備工事に関わる件で、何ら問題ないと私も感じておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、案件2番および3番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。6月3日に佐藤推進委員から何ら問題ないと連絡があり、私も現地を確認しましたが何ら問題ないと思いますので、皆さまご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>

一 議	同 長	なし。  ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。  「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。  次に、日程第6、議案第22号、農用地利用集積計画（令和3年度第3号）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案について説明します。 はじめに、所有権移転の3件についてです。議案書の4ページおよび5ページをご覧ください。 番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。 合計3件のうち売買が1件、贈与が2件です。 続きまして、利用権設定19件について説明いたします。議案書の6ページから42ページまでをご覧ください。 番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。 なお、合計19件のうち議案書16ページ、番号7以降の13件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。 以上、令和3年度第3号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
16番三浦宏和委員		はい、議長。
議	長	16番三浦委員。
16番三浦宏和委員		16番三浦です。議案書8ページ、利用権設定の番号5について伺います。これは、農業者年金の経営移譲の関係だと思うのですが、経営を譲っても、農作業を手伝うということで、家族数4、耕作者数4ということで良いのでしょうか。つまり、経営移譲したから1人外れて、耕作者数を3にしななければならないということはないのか、という確認です。



議	長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)		ただいまの質問については、人数を減らさなければならないということ はございません。
議	長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員		分かりました。
議	長	ほかにありませんか。
一	同	なし。
議	長	はじめに、所有権移転について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決 を行います。 それでは、はじめに案件2番について採決を行います。■■■■番の■■■■ 委員の退席をお願いします。
		【■■■■番 ■■■■委員退席】
		それでは、農用地利用集積計画、所有権移転の案件2番について、原案 のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件2番について、原案のとおり 決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。
		【■■■■番 ■■■■委員着席】
		それでは、議事参与案件である2番を除いた、1番と3番の案件につ きまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ござい ませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、2番を除いた1番と3番の案件に つきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 利用権設定の19件について、原案のとおり決定することにご異議ござい ませんか。
議	長	
一	同	異議なし。

議	長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の19件について、原案のとおり決定することいたします。
議	長	<p>以上により、日程第6、議案第22号、農用地利用集積計画（令和3年度第3号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案23号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (岡部主査)		<p>それでは、議案書の43ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は、大仙市大曲西根の[ ]。</p> <p>土地の所在は、河辺大張野字道ノ下[ ]番[ ]ほか2筆。地目は全て原野。面積は134,850平方メートルのうち12,713.05平方メートル。現況は、山林・原野。申請事由は、「砂利採取事業の認可申請に伴い、農地法の適用を受けるかの判断を願うもの」です。</p> <p>非農地証明申請に関する件説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>申請位置は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>申請地は山林・原野となっており、判断基準の「その土地の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当します。</p> <p>現地は、令和3年6月2日に確認しております。説明は以上です。</p>
議	長	それでは、現地調査を行った佐々木繁明委員、佐々木和昭委員、菅原豊志推進委員を代表して、12番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
12番佐々木和昭委員		12番佐々木です。6月2日に現地確認を行いました。この一帯は定期的に同様の申請をしてきている土地で、今まで何度も立ち会っておりますが、全く問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問・ご意見等のあるかたはお願いします。</p>
一	同	なし。
議	長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第23号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第24号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件」および日程第9、議案第25号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件」は、それぞれ関連がございますので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (小林技師)	<p>議案第24号と議案第25号について、一括してご説明します。</p> <p>本件は、先月の第5回総会の協議事項で、皆様に協議していただいたもので、その際、特に修正のご指摘がございませんでしたので、内容は前回と同じです。</p> <p>はじめに、議案書の45ページから52ページまでをご覧ください。</p> <p>議案第24号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応などに関する実績を記載しております。</p> <p>次に、議案書の54ページから56ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、農業委員会の状況は「活動の点検・評価」と同様の数値です。その他、農地の利用集積・集約化など、令和3年度の活動項目については、目標値等を記載しております。</p> <p>これらの目標達成には、委員の皆様の活動によるところが非常に大きいため、ご協力のほどよろしくお願ひします。</p> <p>なお、今後のスケジュールといたしましては、本日、ご審議いただいた後、承認となりましたら、6月30日までに市と農業会議のホームページで公表し、7月末までに県を通じて農政局へ報告する予定です。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に、ご質問・ご意見等のある方はお願ひします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>16番三浦委員。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。45ページの中段の右側の認定農業者から始まる表について、集落営農経営が42経営体で、その内数の特定農業団体が0で集落営農組織が12となっていますが、単純に合計すれば12ではないかと思ひます。ここの計算の仕方について、昨年度のものを確認したところ、集落営農経営の数値が内数の合計と合っていました。こういう統計の取り方と言うのは、規制改革推進会議等でも過去比較する際の法定上の扱いや目標達成の評価方法を整理するよう政府へ答申している事例もありますので、この辺りの計上方法が昨年度と異なる事情を教えてください。</p> <p>また、55ページの一番下の新規参入について、2経営体で3.8ヘクタールという目標を立てていますが、具体的な誰かを想定して算定しているものなのかを教えてください。</p> <p>それから、議案第24号の点検・評価と、議案第25号の活動計画の「管内の農地面積」について、例えば、55ページ上段に記載している管内農地面積は8,930ヘクタールで、56ページの「遊休農地に関する措置」に記載している農地面積は8,969ヘクタールですが、この違いについて教えてください。</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (小林技師)	<p>まず、集落営農経営の内数の合計が合わないことについてですが、残りの30については、集落営農経営を行っているもののうち、法人格を持った組織です。言葉の定義について、農業農村にも確認しましたのでご説明すると、特定農業団体というのは、営農や農地の保全について計画書を市町村に提出して担い手として認められた団体のことを指しており、秋田市では0です。</p> <p>集落営農組織の12については、法人格を持たない任意組合で、会計などを一本化していて、法人化の一手手前の状態の組織を挙げており、県からの指示で、この12に法人数は含めておりません。</p> <p>そのため、残りの30は集落営農経営を行っているもののうち、法人格を持った組織ということになります。昨年度の内数の合計が一致していた理由についてですが、昨年までは集落営農組織数を確認して、差引きで特定農業団体を出していましたが、今年農業農村に改めて確認したところ、特定農業団体は0と分かりましたので、今年度は正しい数字で出しています。</p> <p>次に、新規就農者の目標面積についてですが、これは過去3年間、園芸振興センターと県の農業フロンティア研修を修了した人のうち、自立営農をした人の実績の平均から出しています。今年度の計画については、園芸振興センターと県のフロンティア研修を今年3月に修了した人のうち、自立営農を目指すとして回答した人の数に、過去3年間の平均面積を掛けて算出しています。</p> <p>そして、55ページのⅡ「担い手への農地集積・集約化の農地面積」と、56ページのⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」の項目の面積が合わないことについては、遊休農地の方に記載している農地面積は、担い手への農地集積・集約化に記載している農地面積に遊休農地面積を足した数値です。そのため、遊休農地の項目については少し面積が増えております。</p>
議長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにありませんか。
一同	なし。
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件」および「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件」につきまして、原案のとおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第24号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件」および日程第9、議案第25号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画</p>

議	長	<p>に関する件」につきまして、原案のとおりの内容とすることに決定いたします。</p> <p>次に、日程第10、議案26号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (加藤参事)		<p>本指針については、第1回農地利用最適化委員会で案の案を作成し、第5回総会での協議を経て、本日開催の第2回農地利用最適化委員会で案を作成したものです。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
一	同	<p>なし。</p>
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件、1件を原案のとおり改正することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第10、議案第26号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件、1件を原案のとおり改正いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時53分終了)</p>